

## 川崎市立川崎病院褥瘡対策委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 川崎市立川崎病院における院内褥瘡対策を討議、検討し、その効率的な推進を図るため、褥瘡対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、別紙に定める委員をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、病院長がこれを指名する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が選出されるまでは、第1項の規定にかかわらず引き続き職務を行うものとする。

### (業務)

第4条 委員会は、月1回開催し、別に定める様式による報告を求め、次の各号における事項を調査、審議する。

- (1) 褥瘡の予防、治療対策の確立に関すること。
- (2) 褥瘡感染の予防、治療対策の確立に関すること。
- (3) 褥瘡の原因調査、発生率、有病率に関すること。
- (4) その他の褥瘡についての重要事項に関すること。

2 委員会は、前項の審議結果を速やかに病院長に報告するものとする。

(運営)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、特に必要と認めたときには、委員以外の者を出席させ意見を聴き、また、資料の提出を求めることができる。

(記録の保存)

第6条 委員会の審議内容を記録し、5年間保存する。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の事務は、川崎病院事務局医事課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

付則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この改正要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に運営されている川崎市立川崎病院褥瘡対策委員会は、この要綱により運営されていたとみなす。